

(様式5)



保福政 第 27 号
令和6年5月31日

社会福祉法人霧島市社会福祉協議会
会長 福永 洵 様

霧島市長 中重 真一



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期限は、下記のとおりです。

記

(有効期限)

令和6年5月31日 から 令和11年5月30日 まで